

大野城市災害時受援計画概要版

第1章 総則

1. 災害時受援計画の趣旨

本市においては、警固断層帯を震源とした大地震の発生が懸念されており、発災後の応急対策や復旧・復興活動は困難を極めるものと予測される。したがって、外部からの支援を効果的に活かすための受援体制を事前に整備するとともに、発災時の円滑な運用のために、あらかじめ具体的に支援の受け入れにかかる事項を明文化し、職員が理解しておく必要がある。

このことから、本市では、今後発生のおそれがある大規模災害に備え、外部からの支援を効果的に受け入れるための、「大野城市災害時受援計画」を策定する。

2. 計画策定の基本的な考え方

- (1) 受援体制の整備や受け入れに係る役割分担の明確化
- (2) 物資の調達や物流に係る受援体制の整備
- (3) 受援対象業務の明確化と迅速に応援要請できる準備
- (4) 早期の応援要請

3. 計画の対象とする応援・受援の範囲

本計画では、災害発生後から想定される応援・派遣の形態のうち、初動期や応急期を中心とした、避難所運営や住家被害認定調査等を対象範囲とする。

また、被害規模が大きくなり、復興の取り組みに至るまで対応が長期化する場合の、災害復旧工事などにおける、地方自治法に基づく派遣等は別枠とする。

4. 本市の受援体制

① 受援調整班の設置

大規模災害時における応援を円滑に受け入れるため、応援受入の総合的窓口として災対総務部内に「受援調整班」を設置する。

受援調整班の主な業務

- 災害対策本部全体の受援に関する状況把握・とりまとめ
- 災害対策本部全体の資源の調達・管理
- 受援に関する各部各班の調整
- 受援調整会議の開催
- 応援職員への支援

② 指揮者及び受援担当者の設置

各部各班においては、受援対象業務ごとに指揮者と受援担当者を指定する。

受援担当者の主な業務

- 受援に関する状況把握
- 資源の調達・管理
- 支援団体等との業務の調整
- 受援調整班への報告
- 応援職員への支援

③ 受援調整会議

受援が必要となった、又は必要となる可能性がある場合には、適宜、受援調整会議を開催する。
受援調整会議は各部各班の受援の必要性や受援の状況等について情報共有するとともに、全体調整をする。

第2章 人的支援

1. 基本的な考え方

大規模災害発生時に本市職員のみでは人員が不足することは明白であり、外部からの人的支援の受け入れを円滑に実施するため、受援業務の手順や各部各班と受援調整班の役割分担を明確化する。

2. 人的支援の受け入れ手順

① 応援要請

各部各班は、人的資源が不足する場合は、応援要請の必要性について判断し、受援調整班に要請する。

なお、各部各班内に災害時応援協定の協定運用担当課がある場合の応援要請の決定は各部各班の本部員が行い、速やかに要請を行った旨を受援調整班に通知する。

受援調整班は受援調整会議を開催するなど、市役所内で人的資源を調整する。

② 受援の準備

外部から支援を受ける各部各班は、次のとおり準備を行っておく。

- 応援団体と連絡調整
- 応援職員等の人数や到着時期、集合場所、携行品等についての把握
- 自動車や特殊な業務に係る資機材持参の要請
- 応援職員等が活動する執務スペースや待機場所の確保
- 要請する業務内容・手順等を整理

③ 応援職員等の受け入れ

- 集合場所における応援職員等の受付
- 応援職員等が行う業務の内容や手順について説明
- 受援状況報告書(受援調整班報告用)の作成と受援調整班への報告

④ 受援による業務の実施

- 朝礼やミーティングを実施
- 応援職員等に対して業務内容の指示や情報共有、業務管理
- 応援職員等の交代に際し、情報共有等に配慮した事務引継書の活用

⑤ 業務実施状況の報告・調整

受援調整班は、市全体の受援状況を取りまとめて、本部会議に報告するとともに、必要な調整を行う。

⑥ 受援の終了

各部各班は、受援対象業務が終了、又は受援の必要が無くなる見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行い、受援終了の判断をし、各本部員(部局長)が決定する。

⑦ 応援の申し出への対応

外部から応援の申し出があった際には、受援調整班が窓口となり、団体等との連絡調整や受援の判断等を行い、必要に応じて各部各班へ引き継ぐ。

第3章 物的支援

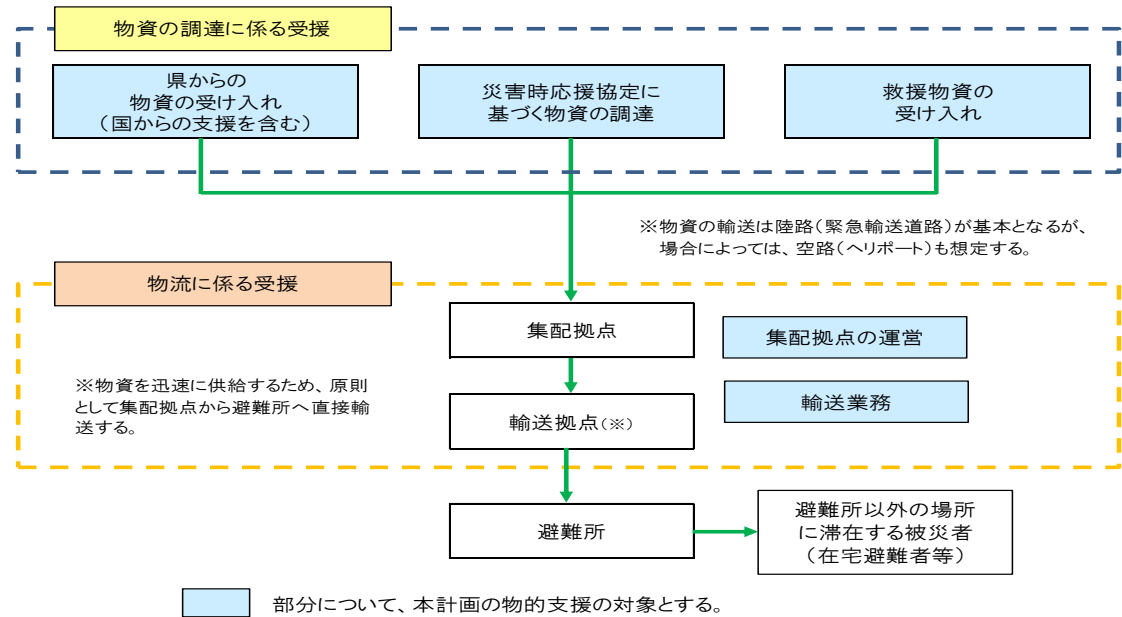
1. 基本的な考え方

災害が発生した場合、市は、避難所に避難した者や避難所以外の場所に滞在する被災者に対して、食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資を供給する。

本市では、備蓄品の整備や市民への備蓄の呼びかけを行っているが、避難生活の長期化や物流の復旧に時間がかかった場合、物資が不足することが想定される。

そこで、災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

2. 物的支援の概要



3. 物資の調達に係る受援

①県からの物資の受け入れ

県では、「福岡県備蓄基本計画」に基づき、食料、生活物資や避難所運営資機材を現物で備蓄することとしている。また、県消防学校及び民間物流倉庫を広域物資輸送拠点として開設することとしている。

財政調達班は、本市の備蓄物資が不足し、災害時応援協定に基づく調達や救援物資の到着に時間がかかると見込まれる場合、受援調整班へ要請を依頼し、受援調整班が県に対して要請する。

②災害時応援協定に基づく物資の調達

災害時の食料品や飲料水、生活必需品の提供について、事業者等と災害時応援協定を締結しているほか、自治体間相互応援協定においても、協力内容に物資の供給が含まれている。

財政調達班は協定締結事業者に物資の提供を要請し、調達する。

③救援物資の受け入れ

救援物資の提供があった場合、財政調達班は、原則として物資集配拠点で受け入れる。

4. 物資の物流に係る受援

①物資集配拠点の運営

調達した物資等や他県市町村等からの救援物資を受け入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うため、物資集配拠点を設置する。

財政調達班は災害時応援協定を締結している事業者と連携して、搬入された物資の荷下ろし、荷さばき、検品、入庫、出庫、在庫確認など物資集配拠点の運営を円滑に行う。

②輸送業務

輸送調査班は、緊急輸送に対して、市のみでは対応が困難な場合、輸送ルートや輸送する物資の種類・量を決定し、災害時応援協定を締結している事業者に輸送を要請するものとする。

また、必要に応じて、市内に輸送拠点を設置することも検討する。

第4章 受援対象業務

1. 受援対象業務の考え方

外部からの人的支援が必要となる業務を受援対象業務として整理した。

業務継続計画で定めた非常時優先業務（510業務）のうち、過去の災害経験等を勘案するとともに、各班ヒアリングを実施して、災害対応業務の中から、受援対象と考えられる業務を48業務選定した。なお、今回は非常時優先業務のうち、通常業務については原則として本市職員が従事すべきと考え、受援対象業務の対象外としている。

2. 受援対象業務の選定結果

受援対象とした主な業務は以下のとおりである。

分類	主な業務
広報・広聴	・災害広報紙の発行 ・被災者相談窓口の開設
避難所運営	・避難所の管理・運営 ・食料、生活必需品の受入、管理、配布、請求 ・避難所における要配慮者支援
福祉	・福祉避難所の管理・運営 ・在宅避難の要配慮者支援
医療	・救護所の設置・運営 ・被災者の健康管理
保健衛生・防疫	・災害ごみの収集・処理、防疫活動 ・避難所における衛生管理
交通・輸送	・緊急輸送道路の確保・道路啓開 ・道路・橋梁等の道路施設の応急復旧
物資	・物資集配拠点の管理・運営 ・物資の避難所等への緊急輸送
住宅・建築	・被災建築物応急危険度判定の実施 ・被災宅地危険度判定の実施 ・応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の管理
ライフライン	・応急給水 ・上下水道施設の被災調査・応急復旧
被災者支援	・被害家屋認定調査の実施 ・り災証明書の発行 ・災害弔慰金、義捐金、被災者生活再生支援金等の給付

第5章 応援団体別の受援体制

大規模災害が発生し、本市が単独で対処することが困難であると判断された場合に、速やかに地方公共団体、消防機関、自衛隊等の各応援団体へ応援要請を行うため、要請内容や受入手順について定める。

－応援団体等の種別－

- ①地方公共団体
 - 自治体間相互応援協定
 - 県及び他の市町村
 - ・九州市長会（防災部会）
 - ・被災市区町村応援職員確保システム
- ②消防機関
 - 福岡県消防相互応援協定、緊急消防援助隊
- ③自衛隊
- ④医療機関（医師会・DMAT）
- ⑤災害時応援協定締結団体
- ⑥災害ボランティア

第6章 受援力向上に向けた取組み

1. 本計画の修正・推進

本計画は、PDCAサイクルを活用して、訓練を重ねながら随時見直していく。

各部各班においては、国の新しい制度や知見等の情勢の変化に伴う時点修正を取り入れて、マニュアル等に受援対象業務の内容を反映させ、研修・訓練等を通じて内容を周知し、理解を深めていく。

2. 災害時応援協定の実効性強化

各部各班は、災害時応援協定を締結するだけでなく、より有効かつ円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築について、協定締結先と事前に調整・協議を行うものとする。